

## (2) 電子デバイス関連

### 問題2 (新規)

「輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの」、「貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでの集積回路」は、それぞれ運用通達の解釈において、次のように定められている。

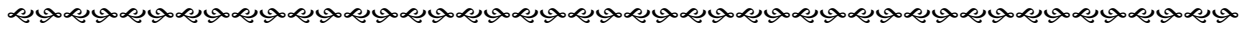
解釈	
用語	用語の意味
輸出令別表第1の7の項の経済産業省令で定める仕様のもの	貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。
	(省略) 貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって、他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように設計したものを除く。

解釈	
用語	用語の意味
貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでの集積回路	輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものは、輸出令別表第1の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物であるか否かを判断できない場合は、貨物等省令第6条第一号ハ、ホからチまで及びルからワまでに基づいて判定するものとする。
	他の貨物（輸出令別表第1の1の項から15の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物を除く。）に使用するように特に設計したものであって、設計又はプログラムを変更することができないものを除く。

この解釈について、次のA～Eの記述のうち、正しいものはいくつあるか①～⑤から選びなさい。

- A 「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二まで」に掲げる部品であって、9の項に掲げる伝送通信装置に使用するように特別に設計したものは9の項で判定するが、その結果が非該当のときは7の項での判定が必要になる。
- B 7の項（1）貨物等省令第6条第一号では集積回路を規制しているが、他の装置に使用するように特別に設計した専用集積回路であり、設計又はプログラムを変更することができないものであって、当該他の装置の仕様がわかっている場合は、当該他の装置を規制する項番で判定し、貨物等省令第6条第一号で判定する必要はない。
- C 「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二まで」のいずれにも該当しない貨物は、この貨物が他の装置の専用設計品である場合も、当該他の装置を規制する項番で判定する必要はない。
- D 貨物等省令第6条第二号において、当該貨物が他の貨物の専用設計品である場合に、同条第二号で判定する必要がないのはイ～ワであるため、同条第二号カの対象貨物が他の貨物の専用設計品である場合は、他の貨物の部分品として判定するとともに、同条第二号カでも判定しなければならない。
- E 「特別に設計したもの」とは、例えば「伝送通信装置に使用するために特別に設計」のように、伝送通信装置として定義される複数種の貨物に共通して専用設計したものではなく、「ルーターに使用するために特別に設計」のように特定の貨物向けに設計したもののことである。

- ① 0個
- ② 1個
- ③ 2個
- ④ 3個
- ⑤ 4個



**(MEMO)**

解答 2 (新規)

正解 〔③〕

【解説 2】

B と D の記述が正しい。

A は「9 の項で判定するが、その結果が非該当のときは7 の項での判定が必要になる。」の箇所が誤り。9 の項での該非にかかわらず、「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二まで」の対象となる部品が、他の貨物の専用設計品である場合は、7 の項で判定する必要はない。

B は正しい。7 の項 (1) 貨物等省令第6条第一号の対象である集積回路が、他の装置の専用集積回路であって、当該他の装置の仕様がわかっている場合は、当該他の装置を規制する項番で判定する。貨物等省令第6条第一号で判定する必要はない。

C は「他の項番で判定する必要はない。」の箇所が誤り。「貨物等省令第6条第一号イ、ロ若しくはヌ、同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二まで」に該当するか否かにかかわらず、他の貨物の専用設計品であれば、当該他の貨物を規制する項番で判定する必要がある。

D は正しい。

E は誤り。「伝送通信装置」は運用通達の解釈において、具体的な装置が多数定義されている。複数の異なる個々の伝送通信装置に共通して使用するよう専用設計されたものは、伝送通信装置の部分品として、対象項番である9の項で、個々の伝送通信装置全ての仕様に基づいて判定する。

### 問題3 (旧 問題2)

外為令別表で規制されるエレクトロニクス関連の技術に関する次の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 外為令別表の7の項では、輸出令別表第1の7の項に該当する貨物の技術のみが規制されているため、同項に非該当の貨物に係る技術は規制されない。
- ② 輸出令別表第1の7の項に非該当の貨物に係る技術であっても、超電導材料を用いた装置や真空電子デバイス等に係る技術の一部は規制される。
- ③ 外為令別表の7の項の該非判定を行う際には、輸出令別表第1の7の項の該非判定結果は不要である。
- ④ 輸出令別表第1の7の項に非該当の貨物に係る技術は、外為令別表の7の項で規制されない。
- ⑤ 外為令別表の7の項に、「輸出令別表第1の7の項の中欄に掲げる貨物」という記述がある場合は、輸出令別表第1の7の項の該当貨物及びそのスペックダウン貨物を意味する。

### 問題4 (旧 問題3)

次に掲げる貨物のうち、輸出令別表第1の7の項(2)においてマイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品として規制され得るものはいくつあるか選びなさい。

- A レーザーダイオード
- B 電子加速器
- C 真空電子デバイス
- D イメージ増強管
- E 電子的又は磁氣的に同調可能な帯域通過フィルター

- ① 1個
- ② 2個
- ③ 3個
- ④ 4個
- ⑤ 5個

~~~~~

**解答 3 (旧 問題 2)**

正解 〔②〕

**【解説 3】**

外為令別表の 7 の項 (3) から (5) では、輸出令別表第 1 の 7 の項に非該当の貨物の技術だけを規制しているため、注意が必要である。

**解答 4 (旧 問題 3)**

正解 〔②〕

**【解説 4】**

C、E の 2 個。

貨物等省令第 6 条第二号イ及びへを参照。

レーザーダイオードは 9 の項 (1) 又は 10 の項 (8)、電子加速器は 2 の項 (37) 及び 4 の項 (24) で、イメージ増強管は 2 の項 (39) 及び 10 の項 (2) でそれぞれ規制される。

## 問題 7 (旧 問題 6)

輸出令別表第 1 の 7 の項 (2) 貨物等省令第 6 条第二号ワ「マイクロ波用機器又はミリ波用機器の部分品であって、周波数シンセサイザーを用いた組立品」の判定において、次の中から正しいもの全てを選びなさい。

- ① 周波数シンセサイザーとは、出力周波数の数より少ない数の基準周波数により制御、導出又は統合し、一つ若しくは多数の出力周波数を同時若しくは選択的に出すことができる周波数源をいう。
- ② 周波数切換えの所要時間とは、デジタルコード化された電気信号により出力周波数を切換えたときに、出力周波数が 1 ギガヘルツ未満の場合は終点の±100 ヘルツ以内、又は 1 ギガヘルツ以上の場合は終点の±0.00001 パーセント (±0.1ppm) 以内に達する時間 (例えば遅延時間) をいう。
- ③ 貨物等省令第 6 条第二号ワの該非判定で、周波数切換えの所要時間が 1 m s のものは該当になる。
- ④ 貨物等省令第 6 条第二号ワに該当するものであって、輸出令別表第 1 の 1 の項から 1 5 の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するよう特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものを、貨物等省令第 6 条第二号ワで判定した。
- ⑤ 周波数シンセサイザーを用いた組立品であれば、全て貨物等省令第 6 条第二号ワでの判定が必要である。

解答 7 (旧 問題 6)

正解 〔①, ②〕

【解説 7】

- ① 運用通達の解釈に規定されている内容と合っているため、正解。
- ② 正解。
- ③ 合成出力周波数範囲によって、周波数切換えの所要時間の規定値が異なる。  
いずれの合成出力周波数範囲であっても、周波数切換えの所要時間は、最高でも 1 m s 未満のものが規制されるため、1 m s の仕様であれば該当とはならない。よって設問は間違いである。  
<参考：貨物等省令第 6 条第二号ワの規定内容>  
(一) 周波数切換えの所要時間が 143 ピコ秒未満のもの  
(二) 4.8 ギガヘルツ超 31.8 ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、2.2 ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が 100 マイクロ秒未満のもの  
(三) 削除  
(四) 31.8 ギガヘルツ超 37 ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、550 メガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が 500 マイクロ秒未満のもの  
(五) 37 ギガヘルツ超 75 ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、2.2 ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が 100 マイクロ秒未満のもの  
(六) 75 ギガヘルツ超 90 ギガヘルツ以下の合成出力周波数範囲で、5.5 ギガヘルツを超えるいずれかの周波数切換えの所要時間が 100 マイクロ秒未満のもの  
(七) 90 ギガヘルツを超える合成出力周波数範囲で、周波数切換えの所要時間が 1 ミリ秒未満のもの
- ④ 貨物等省令第 6 条の輸出令別表第 1 の 7 の項の経済産業省令で定める仕様のもの解釈として  
「貨物等省令第 6 条第一号イ、ロ若しくは又又は同条第二号イからワ又は同条第三号から第十六号の二までに該当するものであって輸出令別表第 1 の 1 の項から 15 の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第 1 の当該貨物の規定に基づいて判定するものとする。」と規定されている。  
従って、輸出令別表第 1 の 1 の項から 15 の項までの中欄のいずれかに掲げられた貨物に使用するように特別に設計したもの又はこれと同じ機能特性のものは、輸出令別表第 1 の当該貨物の規定に基づいて判定することとなり、設問は間違いである。
- ⑤ 上記の④の通り、輸出令別表第 1 の 1 の項から 15 の項までの中欄の貨物に使用するように設計したものは、輸出令別表第 1 の当該貨物の規定に基づいて判定することになる。従って、周波数シンセサイザーを用いた組立品であれば、全て貨物等省令第 6 条第二号ワで判定することになるとは限らないため、設問は間違いである。